

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度 東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

3 随意契約理由

本業務は、区民に広く区政・市政情報を周知する区の広報紙（市政情報含む）を発行するにあたり、区の特色や特性を生かした親しみのある読みやすい紙面づくりをめざし、広報紙等の編集業務の実績のある民間業者の専門的な技術を活用するため、業務委託する。なお、本事業は、より分かりやすく区民に情報を提供するほか、読み手にとって必要な情報をより読み手の目に入るような工夫が必要なため、紙面の編集・デザイン能力が不可欠であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社インターブレーンが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社インターブレーンと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀川区役所 企画総務課（広報・広聴相談・総合企画）（電話番号 06-4809-9683）

随意契約理由書

1 案件名称

ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期契約）

2 契約の相手方

特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツ

3 随意契約理由

本業務は、生活困窮状態にある世帯の中学生・高校生等を対象に居場所を提供して、自尊感情を高め、自己肯定感の向上に取り組み、学習支援を行い、希望する高校への進学につなげるとともに、高校中退を防止する基礎的な学力を形成することで、貧困の連鎖を解消することを目的とするものであり、①高校中退を防止する基礎的な学力を形成するための学習支援に関するスキル、②子どもの自尊感情を育成し、意欲喚起を促す「居場所」として機能させるための専門的な知識、③学習を支援するサポーター等を募って勉強会を運営するノウハウ、これらを持ち合わせたうえに内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、価格の多寡ではなく、上記を含めた質の高い業務の遂行を図ることが必要であるため、学習支援技術力、運営能力及び子どもの育成力等を適正に審査し、業務内容に適した事業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等により構成する選定委員会において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健福祉）（電話番号 06-4809-9929）

随意契約理由書

1 案件名称

地域福祉コーディネーター業務委託事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、地域を基盤にした支援の取り組みであるので、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政や地域と連携し、地域とともに課題解決に取り組むことができる中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容も多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネート、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

本事業を推進するにあたっては、社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会に業務委託することが妥当である。社会福祉協議会は、社会福祉法において規定された地域福祉推進の中心的な担い手となる団体であり、極めて公共性の高い民間団体であり、大阪市では行政に準する機関として位置付けている。また、大阪市ではすべての区役所と区社協との間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結している。

このようなことから、地域福祉の推進や課題解決のために、地域住民や地域団体、区役所や社会福祉関係機関との連携・協働を行ってきた豊富な経験・実績をもつ東淀川区社会福祉協議会への業務委託が妥当である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「性質または目的が競争入札に適さないもの」に該当する。

5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健福祉）（電話：06-4809-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 すくすくみのり事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

3 随意契約理由

本事業は、「専門的家庭訪問支援事業の延長事業」、「助産師による専門的相談事業」及び「父親の育児参加支援事業」の3つの事業で構成されており、3事業に共通して助産師がハイリスクを含む子育て家庭に対して継続的な伴走的個別支援を行い、適切な時期に授乳支援や女性の生涯にわたる性の相談に応じることや、父親の育児参加を促して母親と一緒に子育てする等、妊娠期から切れ目なく支援することで育児不安の軽減や社会的孤立を防止し、児童虐待防止に主眼を置きながら、すこやかな親子関係の形成を促し、安心して子育てを行うことを推進する目的としている。

本事業の実施にあたっては、第一に、妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に対応できる専門的知識と面談技術を有していること。第二に、父親等が育児の知識・手技を習得し、妊婦の心身の負担を思いやり、育児を自分事として捉えられるような講座の企画・実施ができること。第三に、本事業を通じて継続的な支援が必要なケースを把握した場合、区保健福祉センターとの連携ならびに地域の社会資源や本市の母子保健サービスの情報提供ができること。これら全ての条件を有していることが、事業を実施していくうえでの必須条件となる。

一般社団法人 大阪府助産師会は現在、本市の妊娠8か月頃面談や、乳児家庭全戸訪問事業ならびに専門的家庭訪問支援事業を特名随意契約として受託している。なかでも専門的家庭訪問支援事業において、当区では本市事業終了後、特名随意契約により専門的家庭訪問支援事業の延長事業として、継続実施し、育児不安の軽減を行っているところであり、平素より保健師との連携体制が確立されていることに加え、本事業で妊娠期の相談支援を担当した同一の助産師が、出産後の訪問にも継続して対応することで、対象者は安心して支援を受けることができる。当区にとって、切れ目のない一体的な支援をより一層効果的に実施することが期待できる前述の必須条件を満たす唯一の団体である。

また、一般社団法人 大阪府助産師会は約900人の会員で構成されており、事業運営に必要な人員を安定的かつ継続的に確保することが期待できる。

以上の理由により、一般社団法人 大阪府助産師会が最も適した委託先であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪府助産師会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健子育て）

（電話：06-4809-9854）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 鑑賞教育事業業務委託

2 契約の相手方

有限会社 想造舎

3 随意契約理由

本事業は、区内小中学校の児童生徒が古典芸能公演を鑑賞することにより、豊かな情操や感情を育むことで、児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上を図り、心身の健やかな成長を促し、明るく楽しい学校生活が営まれている東淀川区をめざすことを目的として実施するものである。

したがって、本事業の目的を達成するためには、高度な専門性とノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、業務委託によるものとする。また、契約の手法（委託先の選定）については、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式にて行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、有限会社想造舎の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、有限会社想造舎と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（教育）（電話：06-4809-9807）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度不登校支援事業における不登校支援サポーター派遣業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本事業は、東淀川区内の市立小中学校において、不登校、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童生徒等を対象に、学校、区役所と連携し、登校支援や学校内でのサポート、又は学校外の居場所との連携等を行うサポーターを派遣することで、児童生徒の継続的な登校や社会的自立、教職員の負担軽減等を含めた学校教育活動全体の支援に繋げることを目的として実施するものである。

本事業の目的を達成するためには、多様化する不登校支援の必要性に対し、幅広い知識と経験、高度な専門性が必要であることから業務委託によるものとする。また、契約の手法（委託先の選定）については、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、専門性・提案力等を適正に審査し、実施事業者を選定する必要があり、確実に業務を遂行できる実績と運営基盤等が求められることから、公募型プロポーザル方式にて行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社トライグループの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社トライグループと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（教育）（電話：06-4809-9807）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

2 契約の相手方

有限会社 ケース

3 随意契約理由

自転車放置禁止区域である淡路駅周辺においては、鉄道利用者及び周辺商業施設利用者のものと思われる放置自転車が多くあり、救急車等の緊急車両の通行の妨げや障がいのある方や高齢者等の通行の妨げとなっている。

これらの自転車利用者は、鉄道事業及び商業施設（企業）において、地域経済と密接な関係にあり、地域住民・商業施設（企業）・鉄道事業者・行政等が協働で地域の課題として自転車対策に取り組む必要がある。

このため「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（昭和 63 年条例第 31 号）第 3 条に基づき、自転車問題の解消に向けて、駅周辺等に放置された自転車等が市民の通行や緊急車両の通行・活動の妨げとなることを未然に防ぐために、地域の実態に応じた自転車対策として、地域住民等が主体となった「淡路駅周辺自転車対策協議会（以下、「協議会」という。）」を令和 3 年 11 月に設立し、令和 4 年度から事業を開始したところである。

地域住民等が主体となる「協議会」を効果的・円滑に運営するために側面から支援し、自転車対策に対する意識の向上を図り、地域住民自らの手による安全・安心なまちづくりを促進することを目的とし、その業務内容及び目的が競争入札に適さないものであり、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図る上で、専門性、技術力等を適正に審査し、業務委託内容に適した事業者の選定を行う必要があり、公募型プロポーザル方式にて選定を行った。

選定委員会において意見を聴取した結果、有限会社ケースが最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀川区役所地域課（安全まちづくり）（電話：06-4809-9819）